

FAQ

(余剰電力活用型太陽光発電設備整備事業 2次募集)

事業概要

Q1 「堺エネルギー地産地消プロジェクト」とは何ですか。

- 建物の省エネや創エネ、再生可能エネルギー由来の電力供給の取組により、堺市内の都心エリア及び泉北ニュータウンエリアの脱炭素化を図るプロジェクトで、令和4年4月に環境省の脱炭素先行地域に選定されました。
- 本プロジェクトでは、2030年度までに対象施設での電力消費に伴うCO₂排出ゼロをめざしています。

Q2 本事業に参画し、補助を受けた場合、再エネ100%電力を調達しなければならないのですか。

- 本事業は、脱炭素先行地域に選定された「堺エネルギー地産地消プロジェクト」の取組の1つになりますので、補助金を受け太陽光発電設備を設置した建物は、本プロジェクトに位置付けられます。
- 脱炭素先行地域では、民生部門の電力消費に伴うCO₂排出実質ゼロの実現をめざしていますので、2030年までに建物で使用される電力を再エネ100%電力に切り替えていただく必要があります。

Q3 市と締結する「地域脱炭素の推進に関する協定」はどのような内容ですか。

- 募集要項 P.17「6 協定締結」をご覧ください。

Q4 補助対象設備でFIT又はFIP制度の認定を取得しても良いですか。

- FIT又はFIP制度の認定を取得した場合は補助を受けられません。

Q5 国が行う補助金との併用はできますか。

- 国が行う他の補助金との併用はできません。

Q6 施工単価が20万円/kWを超える部分は補助対象外とのことですが、これは消費税抜きの単価ですか。

- 施工単価は、消費税及び地方消費税を除いた単価です。

Q7 消費税は補助対象経費に含まれますか。

- 消費税及び地方消費税は補助対象外です。

Q8 補助対象設備の設置に合わせて行う、建物屋根の防水・改修工事は補助対象経費に含まれますか。

- 補助対象設備の設置に合わせて行う、建物屋根の防水・改修工事や既存設備の移設・撤去・処分費、既存建物の解体・撤去に伴う除去費、建物躯体の補強工事費等は補助対象外です。

Q9 1件当たりの補助金の上限はありますか。

- ありませんが、予算の範囲内で採択します。

エントリー事業者募集

Q10 エントリー申込をすれば補助を受けられますか。

- エントリー申込と合わせて、設置する太陽光発電設備に関する詳細検討（事業計画の策定、設備容量、計画発電量、計画余剰電力量等の算出）を実施していただき、市に報告してください。
- 詳細検討の結果、補助の要件を満たせば、補助金の交付申請手続きを行っていただきます。
- ただし、応募多数の場合は、市が選定基準に基づいて補助金の交付申請に進む事業者を選定します。

Q11 建物に太陽光発電設備を設置できるかどうかわからなくてもエントリー申込ができますか。

- 太陽光発電設備の設置に関する詳細検討を行い、建物に太陽光発電設備を設置できることを確認したうえでエントリーする必要があります。

Q12 エントリーを取り下げることができますか。

- エントリーを取り下げたいときは「エントリー辞退届」を提出してください。

Q13 公共施設への電力供給を行う小売電気事業者として参加したいのですが、エントリーが必要ですか。

- 今回の公募では、市内の施設に自家消費用の太陽光発電設備を導入し、その余剰電力を公共施設に提供する PPA 事業者と需要家を募集します。
- 公共施設に電力を供給する小売電気事業者は別途公募する予定です。

詳細検討

Q14 独自に太陽光発電設備の計画発電量等の計算をしてもいいですか。

- 計画発電量等の計算については、市が提供する「計画発電量等の計算ファイル（Microsoft Excel）」を使用してください。

Q15 詳細検討の結果報告までに、関西電力送配電株式会社から系統連系に関する接続検討の回答を受けておく必要がありますか。

- 接続検討の回答を受けておく必要はありませんが、接続検討の状況を報告していただきます。本事業にエントリーされた事業者は、選定された場合に補助事業がスムーズに進められるよう努めてください。

Q16 事業費の根拠として提出する見積書は、相見積が必要ですか。

- 詳細検討結果報告書や補助金交付申請書の提出時点では、必ずしも相見積でなくても構いませんが、確定検査等において見積書等の帳票類を確認します。

補助金申請事業者選定

Q17 選定されたら必ず補助を受けることができますか。

- 選定された事業者は、速やかに補助金の交付申請手続きを行ってください。
- 交付申請後、事業や補助事業者の要件を満たしているかどうかを審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは交付決定を行います。

Q18 選定されなかった場合は補助を受けることができないのですか。

- 選定された事業者のみ、補助金申請手続に進むことができます。
- ただし、選定されなかった事業者については補欠事業者となりますので、選定された事業者が辞退した場合や補助金の交付要件を満たさなくなった等により補助金を受けられなくなった場合に繰り上げて選定されます。

Q19 選定されなかった場合でも、「堺エネルギー地産地消プロジェクト」に参画することはできますか。

- 余剰電力の供給量や公共施設での需要量などの状況によっては、プロジェクトに参画できる場合がありますので個別にお問い合わせください。

補助金交付申請

Q20 交付申請書類のうち、詳細検討結果報告書に添付した書類は提出しなくて良いですか。

- 詳細検討結果報告書に添付した書類も、交付申請の際に再度添付してください。

Q21 事業開始承認を受けた場合、交付申請手続は不要ですか。

- 事業開始承認は、事業の着実な完了を促進するため、複数年度事業における交付決定日の前の日までの事業開始を認めるものです。
- 事業開始承認を受けた場合は、事業が終了する年度の市長が定める期間内に交付申請手続を行ってください。

補助事業の実施

Q22 補助事業の内容を変更する場合、手続は必要ですか。

- 交付決定後に補助事業の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ変更交付申請書を提出し、市の変更承認を受けてください。ただし、軽微な変更の場合は除きます。

Q23 事業内容の変更が認められる条件はありますか。

- 事業内容の変更は、原則として、交付決定額を超えず、募集要項に示す要件を満たし、余剰率かつ事業実施可能性が変更前と比べて同等又は改善されると認められる範囲に限って認めるものとします。

Q24 余剰率が改善された場合、交付決定額の増額は認められますか。

- 変更前と比べて余剰率が改善された場合でも、本事業の予算額の範囲内で対応するため、予算の執行状況によっては交付額の増額変更に応じられない場合があります。

Q25 補助事業の完了とはどの時点を指すのですか。

- 補助事業者が、補助対象設備による運転を開始するとともに、補助対象設備の調達先等に対して補助対象経費の全ての支払いが完了した時点をもって、補助事業の完了とします。また、令和 8 年 2 月 28 までに補助事業が完了しない場合は補助を受けることができません。

Q26 補助事業終了後に自家消費量、余剰電力量等を報告する必要はありますか。

- 補助を受けて太陽光発電設備を設置した建物は、「堺エネルギー地産地消プロジェクト」に位置付けられるため（Q2 参照）、自家消費量や余剰電力量、再エネ 100%電力の調達状況等について市がフォローアップを行う予定です。

協定締結

Q27 市が計画している再エネ 100%電力の地産地消スキームとは何ですか。

- 市では、再エネ 100%電力の地産地消を推進するため、「堺エネルギー地産地消プロジェクト」の取組をきっかけに、市内の民間施設に市内産の再エネ 100%電力を供給する仕組みの構築をめざしています。
- 本事業に参画する建物には、先行的に市内産の再エネ 100%電力を供給し、将来の地域脱炭素化の呼び水となるよう、ご協力いただきたいと思います。

余剰電力の供給

Q28 余剰電力の売電に必要な計測・制御機器は誰が設置するのですか。

- 補助事業者の負担で設置してください。なお、設置する機器の種類は小売電気事業者が指定します。